平成 21 年度保険料(月額)				
免除を受けなかった場合	14,660円			
3/4 免除	3,670円			
半額免除	7,330円			
1/4 免除	11,000円			

帯主の所得によって異なります するかは本人・配偶者および世 よび一部免除のどの階層に該当 の通りです。 平成21年度の保険料額は左表 なお、 全額免除お

があります

部免除の承認を受けても、 の部分を納付 しないと**未**

◎障害や死亡といった不慮の事 取ることができなくなる場合 態が生じた場合に年金を受け

免除制度を利用しなかった場 利用した場合は最大10年間さ 納付できません(免除制度を 合は2年間しかさかのぼって 納と同じ扱いとなります(詳 超えると金額が変わります)。 表をご覧ください)。

	老齢基礎年金の 資格期間には	老齢基礎年金額 の計算には	万一の障害年金・ 遺族年金の保障は	後から保険料を 納めたいときには
全額免除	- 認められます	1 / 2 として計算		10 年以内なら追納できます
3/4免除		5/8として計算		
半額免除		3/4として計算	あります	10年以内なら追納できます (一部免除部分)
1/4免除		7 / 8 として計算		
納付猶予		=1 45 - + + + + 1		10年以内なら追納できます
学生特例		計算されません		
未納	認められません	計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できま せん

申請に必要なもの=

日

*ただし、

学生納付特例は、

4月1日~平成22年3月末

▼学生の方=学生証の写しま

たは在学証明書(原本)

平成20年中に失業した方=

離職票の写し、

または雇用

市に転入した方

▼平成21年1月1日以降に本保険受給資格者証の写し

受付窓口・問合先 または各支所市民生活課 本庁市民課(内線25 での所得証明書

民年金の保険料を納めることが 失業などの経済的な理由で国 窓口申請によ

玉

民

年

金

保

料

保険料の全額または一部の納付 免除の申請が承認されると、

困難な場合には、 り保険料の納付が免除される 「保険料免除制度」があります

②若年者納付猶予制度=30歳未①学生納付特例制度=学生の方 ります 国民年金の免除・納付猶予制度 大きく分けて三つの制度があ

度(①②に該当しない方)

義務が免除されます。

一部納付(免除)制

◎将来の老齢基礎年金が受給で 保険料が未納のままだと・・ きなかったり、 受給できても

金額が少なくなることがあり

険 失業(退職)された方もぜひ、 お手続きください

免 除 納

付 猶 制 度 案 内

申請は原則として

ただし、 不要です。 若年者納付猶予 翌年度も引き続き免除または 者納付猶予制度の該当者で した場合は、 申請書 0 申請を希望 の提出

申請期間(平成21年度分)=

7月1日~平成22年6月末日 全額免除または若年

■問合先=本庁市民健康課(すこやかふれあいプラザ内)

「食育」の取り組みを みんなで進めるために 「食育の日」が制定されました。



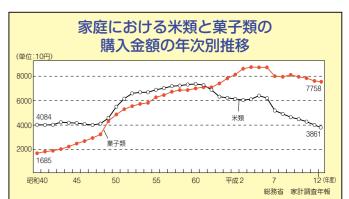
子どもたちをはじめ、すべての人々が心身の健 康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らせる ようにするために「食」はとても大切です。とこ ろが近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、 その影響でさまざまな問題が生じています。その 解決を目指して「食育」を進めます。

野菜の摂取目標は一日350g!「がん」「糖尿病などの生活習慣病」の予防には野菜の摂取をはじめ、日本型食生活が重 昭和43年~平成8年の28年間での推計患者数は、がんが5.7倍、糖尿病が4.8倍に増えました(厚生白書より)



は食育月間

0





薩摩川内市食育推進大会

6月20日(土) 13時~16時 会場:国際交流センター

朝ごはん、季節の野菜をしっかり食べて元気な身体を育てよう

■1部 《基調講演》

「いのち輝く元気野菜のひみつ~私たちはもっともっと元気になれる」 (講師) NPO 法人 大地といのちの会代表 吉田俊道氏(長崎県在住)

《地域における食育発表》 薩摩川内市「元気をつくる食育の取り組み」

~未来へつなぐ食の知恵~ 地域で!家庭で!広げよう食育の輪

■3部《各団体による食育展示》

11 0996 (22) 8811

■ 2009.6.10 広報さつませんだい